

健発第1010003号
平成20年10月10日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

地域における行政栄養士による健康づくり及び
栄養・食生活の改善について

地域における行政栄養士（地方公共団体において地域住民に対する栄養指導等に従事する管理栄養士等をいう。以下同じ。）による健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する施策については、従来、地域保健法（昭和22年法律第101号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施されてきたところである。

今般、食育基本法（平成17年法律第63号）が制定され、地域における栄養・食生活の改善のための取組を推進することとされたこと、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき医療保険者において実施する特定健康診査及び特定保健指導において、食生活の改善指導を含む保健指導の実施により生活習慣病の予防を図ることとされたこと等により、保健対策において健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することが一層重要となってきた。こうした状況の変化に伴い、健康づくり及び栄養・食生活の改善の主要な担い手である行政栄養士の役割や活動の在り方も変容しつつある。

については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）及び国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）を踏まえ、下記により、地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の一層の推進が図られるようお願いする。各都道府県においては、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）等に周知を図るとともに、その円滑な実施について遺憾なきよう御指導願いたい。

なお、市町村における行政栄養士の配置については、地方交付税の算定対象となっていることを申し添える。

また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添える。

「地域における栄養改善業務の推進について」（平成7年6月29日付け健医発第832号）及び「地域における行政栄養士の業務について」（平成15年10月30日付け健発第1030001号）は廃止する。

記

- 1 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、行政栄養士が住民の健康づくり及び栄養・食生活の改善のため重要な役割を担うものであることを踏まえ、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価や、専門的な情報の収集、蓄積及び提供を行うことができるような体制を整備すること。また、健康づくりや栄養・食生活の改善を推進するに当たって、健康教育、健康相談、医療及び福祉と連携して実施する難病患者等に対する栄養指導その他の保健指導、食生活支援、住民の主体的活動の支援、健康危機管理、関係機関との連携体制の構築、健康増進、食育、保健に関する各種計画（健康増進計画、食育推進計画等の各種計画）の策定等に、行政栄養士が十分に関わることができるような体制を整備すること。
- 2 都道府県及び市町村は、行政栄養士の職務の重要性にかんがみ、行政栄養士の計画的かつ継続的な確保に努めること。この際、健康づくり、母子保健、食品保健、介護保険、国民健康保険等の地域保健対策の推進のための業務を担当する各部門（企画調整部門を含む。）に、地域の実情に応じ、行政栄養士を配置するよう努めること。
あわせて、都道府県においては、行政栄養士が未配置である市町村に対し、その配置を促すため、当該市町村における行政栄養士の配置計画の作成等に関して必要な支援を行うよう努めること。
- 3 都道府県及び市町村は、日々進展する保健、医療、福祉等に関する知識及び技術、連携、調整に係る能力、行政運営に関する能力を養成し、行政栄養士に対する現任教育（研修（執務を通じての研修を含む。）、自己啓発の推奨、地域保健対策に係る部門以外の部門への人事異動その他の手段による教育をいう。）を体系的に実施すること。その際、「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について」（平成9年自治能第78号）に基づき、各地方公共団体において策定した人材育成基本方針により、体系的に実施し、行政栄養士の資質の向上に努めること。